

中小企業向けD X推進人材育成事業業務委託

仕 様 書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、D Xによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、D Xを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしており、また、令和元年に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、キャッシュレスによる地域の活性化を目指すこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、D Xの取組状況について、「D Xに関する取組を行っていない」「D Xの概念を聞いたことがない」と回答した企業が 53.5%という結果が出ていることから、県内中小企業のD Xを推進するためには、企業の経営方針を決定する経営者層や社内でD Xを牽引する担当者層を対象に、D Xに関する基礎的な研修を実施することにより、デジタルリテラシーの向上を促進することが急務である。

このような状況から、県内中小企業におけるデジタル人材の育成のため、A Iやキャッシュレス等のデジタル技術の活用に向けた基礎的な知識やビジネスの現場で実施できる実践的なデータ活用事例等を学習するオンライン研修を実施する。

2 委託業務名

中小企業向けD X推進人材育成事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 研修の概要

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等を対象に、オンラインによる研修を令和8年2月16日（月）までに20テーマ、合計20回、開催すること。

以下の（ア）～（キ）に示す7テーマ（7回）は必須とし、残り13テーマ（13回）は、受託者において提案すること。なお、（ウ）については特に経営者層に向けた内容とすること。

- (ア) D X ・ データ活用基礎
 - (イ) A I 活用
 - (ウ) D X 活用事例 ・ 成功事例紹介
 - (エ) クラウドサービス
 - (オ) キャッシュレス決済等導入と普及促進
 - (カ) 情報セキュリティ
 - (キ) デジタルツール活用
- (2) 実施内容
- 研修の実施については、受講者の募集をはじめ、運営等、開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては以下の (ア) ～ (カ) に基づき実施すること
- (ア) 受講者の定員は各回 30 名程度とする。
 - (イ) 受講環境について、Windows 及び iOS、Mac OS、Android での動作確認を行うこと。
また、各回の研修実施前には、動作確認を行うとともに、研修の実施中についても緊急時に対応可能な体制を備え、円滑な研修運営に努めること。
 - (ウ) 研修は 1 回あたり 90 分程度 (質疑時間を含む) とし、短時間で効果的な研修とするための仕組み等を提案すること。
 - (エ) 研修は Zoom 等の Web 会議システムを活用し、リアルタイムで講師と研修参加者が交流できるものとし、参加型の質疑応答ツールや、アンケート機能などを使うことによって、オンライン研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。また、研修に使用するシステムについては、受講者のサポートを行うこと。
 - (オ) 研修は連続での実施も可能だが、単独で研修に参加した場合も内容が分かるものとする。
 - (カ) 研修内容や資料については事前に県と協議して決定することとする。
- (3) 県が行う他の事業との連携
- 別紙「中小企業向け D X 人材育成関連事業における役割分担」に掲載する以下の (ア) (イ) の関連事業において連携を行うこと。特に「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。
- (ア) 「機運醸成セミナー」における事業概要説明の実施
受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に県が開催する「機運醸成セミナー」にオンライン参加し、本事業の趣旨及びカリキュラムについて 20 分程度、研修への受講意欲を喚起する内容にて説明を実施すること。
 - (イ) 「合同成果報告会」における事業成果報告の実施
令和 8 年 3 月初旬に県が開催する「合同成果報告会」に現地参加し、本事業の実績や成果の説明を 20 分程度実施すること。

(4) 広報の実施

(ア) チラシデータ作成

受講者募集等のため、全研修を紹介するチラシ（A 4 カラー片面）と、メール配信による案内用の個別チラシ（A 4 カラー片面・全 20 回分）のデータを作成すること。

なお、チラシの印刷及び送付は別紙「中小企業向け D X 人材育成関連事業における役割分担」に記載のとおり別事業にて実施するため不要とする。

(イ) WEB メディアの活用

年 2 回以上（受講者募集開始時、講座開始後）、SNS 広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(5) 効果測定

研修ごと及び、全ての研修が終了した後に、受講者に対してアンケート調査を実施し、本事業を通じたデジタルリテラシーの向上度合いを測定すること。

(6) 実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、打ち合わせの内容については、議事録を作成し提出すること。

(7) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ 1 部、印刷物 1 部を提出すること。

(1) 広報チラシ

(2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）

(3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和 8 年 3 月 23 日（月）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

(1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配

- 慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
 - (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。
 - (4) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
 - (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
 - (6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
 - (7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
 - (8) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、本業務に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
 - (9) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
 - (10) 契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
 - (11) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
 - (12) 受託事業者が(11)のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関

係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (13) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (14) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担

- ◆ 中小企業向けDX推進人材育成事業……経営者や担当者層に対し、様々なテーマによるオンライン研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX推進リスティング事業……eラーニングやハンズオンによる企業の課題解決に向けたアプリ開発研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX促進モデル事業……DX導入の伴走支援を行い、取組成果の促進モデルを共有する成果発表会を実施

➢ **チラシ作成・配布、セミナー・報告会**は「中小企業向けDX促進モデル事業」受託事業者で実施。
➢ 他の事業者はチラシ原稿データを提供し、報告会に参加して成果発表。

【スケジュール案】

